

北栄町と株式会社おてつたびとの連携に関する協定書

北栄町（以下「甲」という。）と株式会社おてつたび（以下「乙」という。）は、相互に連携を強化し、本町における二地域居住および移住交流の促進、関係人口の創出・拡大、人手不足の解消に寄与するとともに、持続可能な地域づくりに資する取組を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、協働することにより、本町における二地域居住および移住交流の促進、関係人口の創出・拡大、人手不足の解消に寄与するとともに、持続可能な地域づくりに資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、積極的に協力する。

- （1）二地域居住・移住交流の促進及び関係人口の創出・拡大に向けた情報発信・機運醸成に関すること
 - （2）二地域居住・移住交流の促進及び関係人口の創出・拡大に向けた体験事業の実施に関すること
 - （3）地域外人材を活用した町内事業所の人手不足解消に関すること
 - （4）前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な連携内容については、別に定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項を、本協定の有効期間中、有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示し、若しくは提供し、又は本協定の目的以外に使用し、若しくは利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定内容の変更）

第4条 本協定の締結後、又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、双方協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間更新されるものとし、以後についても同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年7月28日

甲 鳥取県東伯郡北栄町由良宿 423-1
北栄町

北栄町長

手嶋俊樹

乙 東京都渋谷区代々木 3 丁目 31-12
株式会社おてつたび

代表取締役CEO

永岡里菜